

遺言公正証書

本職は、後記遺言者の囑託により、後記証人の立会をもって、左の趣旨の口述を録取し、この公正証書を作成する。

第1条 遺言者は、その所有する左記記載の不動産を妻鈴木園子に相続させる。

- 記
(自 宅)
① 所 在 埼玉県□□市△△町三丁目
地 番 1381番
地 目 宅 地
地 積 2022平方メートル
② 所 在 埼玉県□□市△△町三丁目一三八一番地
家屋番号 1381番
種 類 居 宅
構 造 木造スレート葺二階建
1 階 167・58平方メートル
2 階 115・54平方メートル
(預 金)
南西銀行××支店に対する定期預金、定期積金 (口座番号1238765)

第2条 遺言者は、その所有する左記記載の財産を長男鈴木道久に相続させる。

- 記
(共同住宅・倉庫)
① 所 在 埼玉県□□市△△町4丁目
地 番 209番
地 目 宅 地
地 積 630平方メートル
② 所 在 埼玉県□□市△△町4丁目209番地
家屋番号 209番
種 類 共同住宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
1 階 265・67平方メートル
2 階 265・67平方メートル
(預金)
南北信用金庫××支店に対する定期積金 (口座番号2354678)

第3条 遺言者は、その所有する左記記載の財産を次男鈴木正二に相続させる。

- 記
(土 地)
所 在 埼玉県□□市△△町5丁目
地 番 328番
地 目 宅 地
地 積 495・87平方メートル

第4条 遺言者は、その所有する左記記載の財産を長女中村恵子に相続させる。

- 記
(預 金)
南北信用金庫××支店に対する定期積金 (口座番号8757893)

第5条 遺言者は、第1条から第4条に記載された財産を除くその余の遺言者所有の財産全部 (家財道具を含む) を、前記鈴木園子に相続させる。

第6条 第2条記載の定期預金から次の費用などを優先的に支払うこと。

- ① 遺言者にかかる葬儀・法要費用
- ② 未払いの入院・通院および医薬費用
- ③ 未払いの公租公課
- ④ 本遺言執行の費用
- ⑤ 遺言執行者に対する報酬

第7条 祭祀財産を承継し、祖先の祭祀を主宰する者として、長男鈴木道久を指定する。

第8条 遺言者は、本遺言の執行者として次のものを指定する。

- ① 住 所 埼玉県××市△△町3丁目5番7号
職 業 弁護士
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和26年5月13日
- ② 遺言執行者に対する報酬は、金200万円とする。

第9条 付言

本遺言書の目的は、遺言者が、将来における相続に備えて、当家の相続方針と財産分与を指図し、実家が伝統を守り、体面を維持し、実家資産の分散、流出を防止することにある。相続人は、実家資産を保全することの意味を十分に理解し、遺産をめぐる争いを決して起こさないこと。遺言者の願いは、「お前たちが育ったような実家の姿を後々の世まで続けてゆくように」の一言に尽きるものである。

本旨外要件

- 埼玉県□□市△△町3丁目1381番地
不動産貸付業
遺言者 鈴木 正道
昭和2年8月28日生
右は、印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。
埼玉県××市△△町3丁目5番7号
弁護士
証 人 ○ ○ ○ ○ ○
昭和26年5月13日生
埼玉県□□市△△町6丁目3番2号 アーバンハイツ504号
法律事務所職員
証 人 × × × × ×
昭和44年7月6日生
右遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確を承認し、左に署名押印する。
埼玉県□□市△△町3丁目1381番地
鈴木 正道 印
埼玉県××市△△町3丁目5番7号
○ ○ ○ ○ 印
埼玉県□□市△△町6丁目3番2号 アーバンハイツ504号
× × × × 印

この証書は、民法第969条第1号ないし第4号により作成し、同条第5号にもとづき本職左に署名押印する。

平成○年○月○日
本職役場において
埼玉県□□市××町4丁目218番地
さいたま地方法務局所属
公証人 □ □ □ □ 印